第１号様式（日本産業規格Ａ列４番）

移動等円滑化取組計画書

2026 年 6 月

住　　所　堺市堺区竜神橋町 1-2-11

事業者名　南海バス株式会社
代表者名　取締役社長　鈴木　一明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第９条の４の規定に基づき、次のとおり提出します。

Ⅰ　現状の課題及び中期的な対応方針

（１）旅客施設及び車両等の整備に関する事項

・当社では主に一般路線バスにおいてノンステップバスの導入を進め、２０２５年度末時点の導入率（適用除外認定車両を除く）は８４．８％となっている。今後も一般路線バス新造の際は、原則ノンステップバスを採用し、導入率 100%を目指す。

（２）旅客支援、情報提供、教育訓練に関する事項

・車いすでバスを利用したことのないお客さまのために、乗降方法等についてウェブサイト、車内ステッカー等により周知する。
・バスロケーションシステムを活用したアプリによるバスの接近情報等の情報提供を行う。
・車いす対応等で乗務員によって対応が異なるというご意見をいただくことがあるため、車いす操作方法に関する実技研修を実施する等、乗務員の技術向上を図る。

Ⅱ　移動等円滑化に関する措置

①　旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
ノンステップバス	2026 年度 38 両導入予定

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対　　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
マニュアルの設定及び運用	「運転営業係必携」に記載の「車いす乗車旅客の取扱い」を運用する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対　　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
車いすでのバス利用方法について	車いすでバスを利用したことのないお客さまのために、乗降方法等についてウェブサイトに掲載する。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対　　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
ノンステップバスで運行する便 停留所における情報配信の PR	ノンステップバスの運行便について把握していただけるようバスロケーションシステムを活用したアプリに情報配信する。 停留所にバスロケーションシステムを活用したアプリに手軽にアクセスできるよう QR コードステッカーを貼付。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対　　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
監督者・乗務員の技術向上	・障がい者自立生活支援団体を招き、車いすの基本操作、コミュニケーション実技研修を実施し技術の向上を図るとともに、ニーズの把握を図る。 ・乗務員研修会における車いす操作方法についての実技指導を実施。 ・サービス介助士資格者における定期的資格更新。

⑥　高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対　　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
固定方法の周知	車いす及びベビーカーの固定方法について車内ステッカーを貼付。

Ⅲ　移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・ウェブサイトや電話で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、取り組みの改善に活用。
・停留所上屋の更新。

Ⅳ　前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変　更　内　容	理　　由
ノンステップバス	2026 年度 38 両導入予定	代替車両計画による

Ⅴ　計画書の公表方法

弊社ウェブサイトへ掲載。

Ⅵ　その他計画に関連する事項

中期的な対応方針に記載された事項が弊社の２０２６年度重点目標となっている。

注１　Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
２　Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
３　Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。